

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成21年9月28日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:01

委員長

ただ今から公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。この際、委員の皆様にお知らせいたします。永露委員が9月1日付で本特別委員会の委員を辞任され、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において永末議員を新たに委員として指名されておりますので、ご報告いたします。「議案第100号 飯塚市八木山高原集会所条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

商工観光課長

議案第100号飯塚市八木山高原集会所条例を廃止する条例の制定について補足説明させていただきます。議案書の5ページをお願いいたします。八木山高原集会所は、市内企業等の研究、研修に必要な施設として市民相互の交流を促進しつつ、もって地域経済の健全な発展と住民福祉の向上に資することを目的として平成2年に開設されたもので、開設後19年が経過し、現在は隣接する八木山高原ユースホテル利用者の研修施設として利用されているのが実態であります。隣接する八木山高原ユースホテルの老朽化に伴い、今後利用者増が見込めず、継続して管理運営する必要性が薄いから、飯塚市公共施設のあり方に関する第1次実施計画に基づき、条例を廃止するものであります。なお、隣接してあります八木山高原ユースホテルにつきましても開設以来40年が経過し、施設の老朽化が著しく、また、利用者増が見込めないことから、八木山高原集会所と同時に廃止をいたします。以上、簡単であります但し補足説明終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

八木山高原集会所を12月1日から廃止、あわせて同時に八木山高原ユースホテルも廃止するというふうに言われましたね。これを同時に廃止する理由は何ですか。

商工観光課長

八木山高原集会所と八木山ユースホテルにつきましては、一体的な利用がされておりますので、同時に廃止をするものでございます。

川上委員

八木山高原集会所は、工業再配置法に基づいて設置されたということですが、工業再配置法とはどういう法律ですか。

商工観光課長

八木山高原集会所につきましては、工業再配置促進法に基づき設置されたものであります。工業再配置促進法とは、工業等を誘致する際に施設として必要なものかわりに、地域の市民の方の福祉を増進するために集会所を設置するという目的でされたものでございます。

川上委員

そうでしたね、工業再配置促進法ですね。そういう法律の目的としては、今のは的確な答弁じゃないんじゃないかと思うんですね。工業再配置促進法の目的そのものについてはどういうふうになってるんですか。

商工観光課長

工業再配置促進法とは、国が対象地域を定め過度に工業が集積している移転促進地域から、

工業の集積の程度が低い誘導地域へ工業の再配置を促進し、国土の均衡ある発展に資することを目的として、昭和47年に制定された法律です。この法律、この促進法によって製造事業を営む者等が誘導地域に工場等に移転する場合等に地方自治体等に対し、福祉施設等の整備事業に対し補助金を交付する制度でございます。

川上委員

この工業再配置促進法は3年前に廃止になってますね。それはどういう理由ですか。

商工観光課長

廃止の理由は今言いました、国の国土の調整等が不要になったからではないかというふうに考えております。

川上委員

課長が考えることじゃないんですよ。法律廃止なってるのは。もう廃止になったんだけど、八木山高原集会所が設置されたのは、この工業再配置促進法のうち第10条によるわけでしょ。第10条ではどういうふうになってますか。

商工観光課長

工業再配置促進法の第10条、国及び地方公共団体は誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならないというようになっております。

川上委員

誘導地域においてとなってるんですね。それでこの厚生施設ですか、教育施設ですか、職業訓練施設ですか、どれに当たりますか。

商工観光課長

八木山高原集会所につきましては厚生施設、または教育施設、両方に該当するかと思っております。

川上委員

これを設置したということは誘導地域だと、本市が当時において、ということになりますか。

商工観光課長

この法律からいいますと、誘導地域になると思います。

川上委員

法律から言いますとというのは、こういう施設を造ってるから誘導施設だというふうに答弁されたんですか。私はこういう施設を造っているということは、誘導地域なのかと聞いたわけですよ。答弁は誘導地域であるかないかということですよ、法に基づいて。私が聞いたことを同じように答えられても答弁にならない。誘導地域なんですか、当時旧飯塚市は。

商工観光課長

誘導地域として建築されたものでございます。

川上委員

誘導地域かと聞いてるんですよ。わからないということをお願いいたすために今のような答弁をされてるわけですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:09

再 開 10:09

委員会を再開いたします。

経済部長

ただ今の工業再配置促進法に係るご質問でございますが、法の趣旨に照らしまして、この地域が誘導地域であることから、補助金の適用が受けられたというふうに理解しております。

川上委員

国から補助金もらって施設を造った以上誘導地域であるに違いないと。推測したわけですね。それで、本市の場合ですね、この法に基づく工場移転件数は何件ありますか。

商工観光課長

大変申し上げませんが、把握しておりません。

川上委員

先ほど3年前に法を廃止したと言いましたね。制定以来34年間この法律でやってきたんだけど、要するに工場集中地帯から過疎地域に、大樹業に税金をやって、環境も整備してやって、移転しやすいように、大企業にとって有利になるわけですよ。それができるようにしたのがこの法律ですよ。34年間の間に、この認定を受けた工場移転件数というのは31件なんです。

1年に1件あるかないかと、1990年以降は実績無しなんです。国は、経済産業省は、もう要らないという判断をした。要するに、企業が行きたいところに自分で行くわけですよ。海外だろうがどこであろうが。国からここに行きなさいとか言われて行かないんですね。目まぐるしい経済情勢の中で。それとの関わりで造られたこの施設は、設置以降利用状況の特徴はどうなってるか、分析してますか。

商工観光課長

設置以降は、手持ち資料を持ちませんが、平成18年度からの利用状況でございますけど、八木山高原集会所につきましては平成18年度が919人、平成19年度が1,602人、平成20年度が1,362人でございます。

川上委員

平成2年というのはどういう年かという、バブルがピークに対して破綻していく寸前なんですね。そういう年でしょ。そのときに、そして90年代は先ほど言っていたように、工場の移転というのは1件もないということを、国は認めてるんですよ。経済が破綻する直前に達しておると。破綻すると誰も思わなかったという人もおるかもしれんけど、いつか破綻するに決まってるわけでしょ、バブル。その前夜だった。そしてもうそのころから、10年以上も15、6年もその後1件もこの法律の認定を受けた工場が移転した経験はないわけですよ。そういうときに飯塚市はこの施設を造った。なぜ造ったんですか。

商工観光課長

市民相互の交流を促進すると、もって地域経済の健全な発展と福祉の向上を目的としてこの法律を使いまして、この集会所を建築してあるものでございます。

川上委員

あまりこの法律とは関係ないわけですよ。この平成2年のすぐ後から、幸袋の飯塚リサーチパークづくりとか始まっていくんですよ。バブルが飛んで、もう明らかなのに、IT産業とかむしろ難しくなってるのに、無理やり造って行って、47億7千万円の税金を投入し穴埋めするような、借金の穴埋めをするようなことになっていくそういう前夜なんです。企業がどこからかやってきて、それに伴ってそういう地域環境をどうのこうのということではないんですよ、本来は。補助金の目的から言えばね。しかし、飯塚市はこれを造ったわけですよ。なぜ造ったかという、課長が言われたように、この施設が企業誘致とは関係なしに、関係ないことかもしれないかもしれませんが、主には社会教育だとか、場合によって観光とか、いうことの関係で必要だからこれ造ったんですよ。そういうふうには言われてないけど、工業再配置促進法がもう廃止にもなってるし、企業も来ないでその社員が研修する場が必要ないという場面もないということではないわけですよ。問題は、この工場再配置促進法に基づいて補助金もらって造ったんだけど、社会教育施設なんですよ。その観点として、これが現在必要かどうかということを考えてられないといけないというふうに思うんですね。そこで廃止理由について、今後も利用者増は見込めず、継続して公、行政が設置し、管理運営する必要性は薄いなどと言われたらだけ

ど、今後も利用者増は見込めないというのはどういうことからそう判断されたんですか。

商工観光課長

先ほどもお話をさせていただきましたけど、現在は隣接します八木山高原ユースホステルの利用者が研修等で使ってることでございまして、八木山高原ユースホステルにつきましても老朽化が進んでおりますし、今後高原集会所の利用者増は見込めないというふうに判断をしております。

川上委員

ユースホステルの伸び悩みでこう一体的に使ってるから伸びんだらうというご判断なんですね。平成19年度が1,600、20年度が1,360というふうに聞きましたけども、あなた方は利用者がどのくらいであれば、この施設は存続したいと考えてるわけですか。

商工観光課長

利用者数がどれだけの数であれば存続するのかということですが、現の考えの中では今、先ほど申しました数字が横ばい状態でございますので、これが伸びていくという状況が見えればと思いますけど、先ほどもちょっと申しました数字の中には、横ばい状態が続いているというふうに判断したものです。

川上委員

今の答弁は、人数が絶対数で多くても少なくともあまり構わないと、伸びていっていただければいいという答弁なんですね。そういう答弁ですか。

商工観光課長

利用者増につきましては、先ほど申したとおりでございますし、また利用団体につきましても、年々16団体または14団体程度での利用でございますので、当初の目的の部分からはちょっとそぐわないではないですけど、当初の目的に達していないということで判断をいたしております。

川上委員

それはあなた方の、行政の仕事が足りないからじゃないですか。なぜ利用団体が16、14で悪いんですか。ちょっと聞き方が悪かった。利用団体が何団体なら、あなた方は満足するんですか、設置目的との関係で。それからその16が悪い、14が悪いというならね、それはあなた方の責任も大きいと思うんですね。これが悪いというなら、なぜこういうふうになっておるのか、どういう努力をしたのか、そこを聞かせてもらえますか。

商工観光課長

この八木山高原集会所の設置の目的が、研修に必要な施設として建てられたものでございます。先ほども申しましたように、現在は八木山高原ユースホステルの利用者が使われているということでの当初の目的はもう達しているのかなというふうに判断をしております。利用団体が何団体だったら目的達成かということですが、その団体数というのは大変難しいところがございますけども、平成17年度からの利用団体を見ますと、利用する団体が少ないということでの判断をして、今回条例の廃止をさせていただいているものでございます。

川上委員

提案理由の重要な部分が、今後も利用者増は見込めないということを重要な提案理由にしてるんですよ。ところが、この施設の設置目的から考えてみても、今の1,600、1,300人、あるいは16団体、14団体がその不都合であるということと言われたい。じゃあ何人ならオーケーなのか、何団体ならオーケーなのかということも言われたい。言えないはずですよ、社会教育施設だから、ちょっと角度を変えますけど、本市にはここほどの安い費用で手軽に、ホステルがありますからね、宿泊をして、研修できる施設は他にありますか。

商工観光課長

研修施設といたしましては、サンビレッジ茜の研修施設等が考えられます。

川上委員

隣に日本有数のユースホステルがあり、そしてこれほど安い費用で、研修できるというのはない。ここだけです。今、八木山高原ユースホステルが、日本有数と言いましたけど、ユースホステルについては、どういうものであるかについては研究されてると思うんです。ですけども、ここで一緒にあなた方廃止するというわけだから、ユースホステルについても質問せざるを得ない。ユースホステルについてはどういう認識を持ってありますか。

商工観光課長

ユースホステルにつきましては、青少年の旅行者のため手軽で健全な宿泊施設だというふうに考えております。現在の利用状況とも見ますと、平成18年が3,067人、平成19年が3,170人、平成20年度が2,720人でございます。

川上委員

ユースホステルの運動は、もう100年も前にドイツから出発してるんでしょ。その理念が世界中に広がっているんだけど、課長が先ほど答弁されたとおりです。現在世界80ヶ国で5,500件ぐらいあるそうですね。我が国では350件ぐらい。この中に民営と公営が当然あるわけですけども、その公営のユースホステルというのは非常に大事なんですね。水準を維持する、質的な水準を維持すると同時に、宗教性だとか政治性だとか中立を確保しながらやってるわけですよ。それで私、日本有数といったのは、公営ユースホステルの中でキーとなるユースホステルがあるんだけど、協議会作られてるんですね。これは中心的なところは9つしかないんです。北からいうと北海道、その次もう東京なんですよ。日光、犬山、京都、大阪、広島、下関、そして九州ではここ飯塚だけなんですよ。ここは人気があるからというだけではなくて、利用者も比較的多いし、それから海外からのお客さんも多いところは大体選ばれてるんですよ。私は、本市において若い人達を育てる、若い世代を育て上げる上でも、それからまた本市に生まれ育ってる人でなくても全国、あるいは世界の若者たちが本市に親しんでもらえる、そういうような施設として地域の方と交流しながら、つまり社会教育、観光、それから地域振興、地域文化と言ってもいいと思うけど、こういうものを大事にするという観点から民間ではなくて市が管理運営を続けるというのは相当大きな意義があると思うんですよ。これについてはどういうふうに思われますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:27

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

商工観光課長

ユースホステルにつきましては、公、又は民間につきましても、この青少年の旅行者のための手軽で健全な宿泊施設ということでの取組みにつきましては大変認識をしているところでございますけども、現在、この廃止後の管理運営等につきましては、現在の委託相手でありますペアレント協会と引き続き活用していただけないかというのは、協議は進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

川上議員

変な話ですよ。日本ペアレント協会とはどういう話を今してるんですか。

商工観光課長

八木山のユースホステルにつきましては、老朽化等もございまして、また市民ニーズの多様化する中、設置後40年が経過していること等も踏まえまして、廃止をするという旨の説明をさせていただいているところでございます。ペアレント協会の方につきましても、その旨の理解はされているところでございますけども、引き続きユースとしての活用について検討していた

だけないかなという意向は伝えておるところでございます。

川上議員

利用者が減っていますと、市が管理運営する必要性は薄いと、ペアレント協会ならいいだろうと、いう考え方なんです。市は人数が減ると、あるいは利用者増が見込めないとまずいけど、ペアレント協会なら見込めなくても大丈夫なんですか。そういう判断をあなた方してるわけですね。日本ペアレント協会というのはどういう団体で、この団体なら利用者増が見込めなくてもいいということならね、その理由を聞かせてください。

商工観光課長

まず、ペアレント協会とはということでございますので、本協議会は国際ユースホステル連盟の規約にのっとり、青少年がその自力による簡素な野外旅行、活動によって国内外の地理、風物、文化、歴史および産業等各方面の知識を広め、規律あるグループ活動及び日常生活の良習慣を会得するためのユースホステル運動を推進するとともに、これに必要な教育の場としてユースホステルを設置管理し、これを提供利用せしめ、もって社会有意義の青少年を育成することを目的として、財団法人日本ユースホステル協会が昭和26年に設立したものでありまして、その下部組織、ユースホステルの管理責任者によりできた組織でございます。先ほどから申しておりますように、ユースホステルにつきましては、築後40年が経過して老朽化もしておりますし、市が管理運営することの必要性等々も考えまして廃止をさせていただくものであります。ペアレント協会につきましては、現在青少年を対象とした野外活動等もされておりますし、できましたら今後引き続き管理運営をされてはということでの意向を確認してるところでございます。

川上議員

私に変な話だと言ったのは、自分は利用者増が見込めないから責任を放棄すると言って、利用者増が見込めない状態のまま、情熱はあるけれどもお金が無いところです、日本ペアレント協会というのは。そこに押しつける。建物はどうするんですか、土地をどうするんですか。だから変な話と言ったんですよ。お金のことはあなた方、1回も言わないんですよ。ここについては。管理費用がかさむから嫌だとは言わないんですね。遠くない将来のうちに、改修だとか必要になった場合お金があるだろうというんだけど、日常の管理費用がかかるから嫌だと言わない。なぜ言わないのかなと思うんだけど、あなた方はこの集会所の管理費用について、市財政を圧迫していると考えてないんだろうと思うんですよ。現状は人件費と管理費どうなってますか。

商工観光課長

平成19年度の人件費、施設管理費、合わせまして118万円程度でございます。これから施設の使用料が入っておりますので、実質は83万円程度の通常経費がかかっているというふうに考えております。

川上議員

この人件費も、按分しているわけでしょうから、いずれにしても、市長、ここの通常の管理運営費というのは82万円から83万円ぐらいしかかからないんです。だから市長もお金がないから、これを廃止するんだと言わないでしょ。ずっと聞かれていたとおりです。お金がないから廃止すると言わないんです。83万円だから。何を理由にしているかということ、利用者増が見込めないと。何だかおかしいでしょ。利用者増を努力すれば、使用料も入ってくるじゃないですか。当面の市の財政が厳しいから売ってお金を確保したいということでもないでしょ。そういうことですか。

経済部長

廃止の理由であります。今委員ご指摘のように利用者増が見込めないということだけではございません。先ほど補足説明した中では明確にご説明をいたしておりますが、ただ今、議

論になっております維持管理経費につきましては、確かに年間ベースで約 83 万円程度の通常経費で運営が出来ているわけですが、その他に、お話にも出てまいりました今後そう遠くない近い将来での施設の修繕費等が発生すれば、その分非常に大きな財政負担を強いられることになるということも想定いたしているところであります。あと、この施設の利用方法につきましては、確かにご指摘のように社会教育、青少年の健全育成という地域の活性化に関わる施設であることは認識をいたしておりますので、先ほどから商工観光課長がご答弁申し上げており、現在管理運営を委託しておりますペアレント協会などのノウハウを持った団体で、今後の運営管理がお願いできないかということについて、現在協議調整を図っているところであります。なお、施設の譲渡の内容、無償譲渡にするものか、土地は有償なのか、土地について賃貸でお貸しできるものか、こういったことにつきましては、今後公共施設のあり方検討委員会の中の利活用を検討する会議の中で、一定の方向性が出されれば、そういったものも含めて検討をしてみたいと考えております。

川上議員

私が聞いたのは、あそこの建物と土地を売ってですね、収入を得て当面の市財政に、運営に充てようとしておるのかということ聞いたわけです。今の答弁からいうと、そういう考え方ではないと、市財政にお金が足りないの建物土地売って、稼ごうという発想ではないというふうに聞こえましたけど、そういうことですか。

経済部長

見直しの方向でお示しをいたしておりますが、21年度の早い時期に廃止をいたしまして、民間譲渡・売却をするというのが基本的な考えであります。

川上議員

だから目的は何かと、民間に売って売却益を確保することが目的かと、先ほどの答弁からいうとそうではないように聞こえたけど、そうなのかと聞いたわけです。処分する目的を明確にしてもらいたい。

商工観光課長

先ほども申しましたように、高原集会所の利用者増が見込めないということで、継続して行政が設置し、管理運営する必要性が薄いということでございますし、先ほど1年分の通常経費83万円と言いましたけれど、これの経費削減が図られるということが目的でございます。

川上議員

いきなり答弁が変わりましたね。83万円を削減するのが目的と言われましたね。市長そういうことで確認していいんですか。答弁を訂正しなくていいですか。

経済部長

先ほど私が御答弁いたしましたけども、毎年の維持管理費83万円、これは通常経費であります。それ以外に将来で生じると想定がされます大きな施設の維持修繕費、こういったもののコスト削減も図りたいということが、この施設廃止の目的の一つであります。

川上委員

この議会、委員会が終わると、齊藤市長、あなたは82万円欲しさに集会所を廃止したということになるわけですよ。違うなら市長、答弁お願いします

市長

先ほど部長のほうから答弁されたことをもう一度しっかり考えられたら、83万円だけのものじゃないということはお分かりだと思います。

川上委員

83万円も含んでおるといふ答弁ですね。それでね、じゃあ、その83万円以外のお金を少し聞きましょう。将来改修費が見込まれると、あなた方は検討したはずですよ。どれぐらいかかると考えましたか。

商工観光課長

現時点での将来的な改修工事の費用につきましては算定しておりません。

川上委員

そんなことないでしょう。あなた方、毎年83万円かかると、これを出すのが惜しいと言ったんですよ。市長はそれだけではないと、部長が言ったように、将来必要となる改修費も惜しいんだと言われた。それで、その改修費が幾らかと聞いたら、考えてないという答弁が通用するわけないでしょう。いくらですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:56

委員会を再開いたします。

商工観光課長

八木山高原集会所の維持修繕費でございますけど、現在のところでは積算しておりません。

川上委員

83万円を削減したいというだけではないと市長は答弁された。それよりもっと大きいのがあるんだと言わんばかりですよ。遠くない将来必要となるであろう改修費があるからだと言われた。では、それは幾らですかと聞くと、考えてないと言われる。施設の本来の社会教育的な役割についてどう考えるかと聞くと、まともな答弁がない。財政縮減を図りたいと言われるけど、これについてもまともな答弁がない。93年に一度改修しましたね。その時はどういう改修をしたんですか。

商工観光課長

高原集会所において、そのような改修はなかったかと考えております。

川上委員

ユースホテルと混同しました。それでね、19年しかたっていないわけですよ。現状程度の機能を維持するということ言えば、何億円もかかるような話じゃないわけですよ。よくいっても何千万円ぐらいでしょう。ユースホテルの93年のときは2千万円かかってないでしょう。ユースホテルでそうですよ。だから、改修費というのは、あなた方がいつも言ってるけど、手も挙げてない企業に企業立地促進補助金か何かをやってる。一番食品にだって何百万円もやるじゃないですか。6百万、8百万、やるでしょう。市の財政規模からいえば、集会所の改修費用というのは大きくないんですよ。鯉田工業団地を引っ張ってくるまでもないでしょう。しかもね、じゃあ何が目的かというふうに思うんですよね。先ほどあなた方は、人件費それから管理費含めて118万と言われた。このうち人件費は幾らですか。

商工観光課長

平成19年度で274,700円でございます。

川上委員

私は、この27万というのは何かの按分でしようと言ったけど、何を按分したんですか。

商工観光課長

この人件費は、高原集会所の管理をお願いしています職員の人件費でございます。

川上委員

職員というのは、誰のことですか。この集会所を管理してる職員の人件費って、誰のことですか。

商工観光課長

高原集会所の管理をお願いしてます、臨時職員を1名おいておりますので、その方の賃金でございます。

川上委員

それは、ユースホステルと集会所を一体的に管理運営を委託しておるという意味なんですよ。だから、ユースホステルで幾ら、高原集会所で幾らという按分して、274,000円と言われましてかね、ということになってるでしょう、そうですか。

商工観光課長

ユースにつきましては、ペアレント協会の方に管理運営をお願いしております。高原集会所の方の管理ということで、臨時職員をお願いしておりますのでございます。

川上委員

そうすると、私は誤解している面があるのかな、ユースホステルの方は、ペアレント協会に委託しているので、人件費は発生していないわけでしょう。それで、集会所の方は臨時職員がいて、その方の賃金が年間274,000円ということでしょう。そうするとこの臨時職員の方は誰ですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:02

再 開 11:02

委員会を再開いたします。

商工観光課長

地元の方にお願いしております。

川上委員

そうすると、ユースホステルを管理をしているペアレントの方とは別の方なんですね。別の方を臨時職員として雇っていると、そのお金が274,000円なんですか。本庁の商工観光課の職員の人件費をここに張りつけてるわけじゃないんでしょうね、まさか。

商工観光課長

地元の方に、受付、清掃等をお願いしているものでございます。

川上委員

市長、いずれにしても、先ほどからくどく言ってるけど、この施設をユースホステルと一緒に廃止するという議案なんだけど、事実上のユースホステル廃止議案でもあるわけですよ。そういう議案を上程しているんだけど、この集会所の役割の評価、過去、現在、未来それからユースホステルの今後の展望について、本市の位置づけについてまるで検討されていない。答弁がない。それから、財政的な寄与についても、先ず絞る方についても83万円とかね、改修費が必要だと、かさむとか言うけど、ほとんどまじめに考えていない、それは、絞る方、今度に入る方、建物売ってお金を取るのが目的か、土地を売ったり貸したりしてお金を手に入れるのが目的かと聞いても、よくわからん答弁をされよるわけですよ。だからね、市長この議案はでたらめです。議案提出の根拠が明確に答弁されない、議案提出者から、説明ができない状態の議案なんですよ。だから、私は一辺撤回したらどうかと思うんですけど、市長は勇気がいるかもしれないけど、こういうのをむやみやたらと出すべきではないと思うんですよ。ベルコトンペアーで、スケジュールが来たから出すというようなもんじゃないでしょう。しかも、今お話し聞いたら、ペアレント協会とまだ協議中じゃないですか。廃止してしまったら、あなた方が不利でしょう。だから、市長ここはそう固執せずに、一辺廃止議案を撤回したほうがいいと思いますけど、市長どう思われますか。

経済部長

先ほどから、いろいろとご答弁してまいりましたけども、まずこの高原集会所につきましては、隣にございます八木山ユースホステルと非常に利用者が密接にかかわって利用されてる施設です。このユースホステルが既に40年を経過し、施設の老朽化が非常に著しいと、それと

この高原集会所の利用についても、なかなか利用者の増が見込めないということから、今回廃止をお願いしてるものですが、御指摘のように、具体的な数字等に根拠がないというふうな御指摘もいただいておりますけども、今後今申しましたようなユースホステルと一体の施設であることから、両施設が今後必要とする修繕費等も大きなものが見込めると、想定されるということから御提案を申し上げてる次第でありますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

川上委員

先だってより、NHKが「再生のまち」というドラマ仕立てのドラマやりましたね。見られたでしょう。いろんなことがあって、とんでもない大型公共事業をやめたんですよ。その一方で、市民犠牲の、私が見てる範囲ではね、市民犠牲の行革も進めると、だから無駄を止めるといふのはいいんだが、それを住民の福祉増進に回すというのが、市民が求めている行財政改革なんですよ。ところが、あなた方は行革の名でわけもわからず、何の説得のないままですね、廃止する。ユースホステルは条例にもないんですね。条例もないから、あなた方のさじ加減1つで廃止できるわけでしょ。議会にかける必要ないね。契約金額とかにもよるでしょうけど。だから、あなた方は、ユースホステルも黙って廃止しようとしてるわけですよ。こういうようなやり方が、飯塚でこれ以上通用していいのかと、無駄を削って福祉増進、教育も含みますよ、に回すのが本当は齋藤市長がやるべき仕事ですよ。逆回転じゃないですか。全国的には、そういう逆回転だめだということで、政権まで変わったわけだから、あなた方はよく考えていく必要がありますよ。重ねて市長答弁求めます。一旦これを撤回していただきませんか。そして、議会にも市民にも説明のつく提案をしたらどうですか。そしたら賛成か反対かまともに審議できるでしょう。今のままで審議できないじゃないですか、まともな答弁がないんだから。市長、見解を伺います。

財務部長

公の施設のあり方に、見直しに関する件でございます。この件につきましては、第1次実施計画の中にも明記してあります。質問者申されますように、ユースホステルも勝手に廃止するという事を言われておりますけど、実施計画にもユースホステルの方向性、今回条例を提出させていただいております高原集会所の方向性、この中にも明記させていただいております。集会所も先ほどから説明いたしておりますように、ユースホステルの集会所ということでの位置づけで会議をすとか研修をするスペースがないということで、どういう財源手当があるかということで、先ほども説明しましたように、工場再配置の補助金を活用いたしまして設置していたものでございまして、ユースホステルと一体的なものということで判断いたしております。それで、先ほど部長の方も御説明いたしましたように、ユースホステルが40年も経過いたしておりますので、今後の改修とか改築とかということになりますと多額の費用が発生いたしますので、ユースホステルと一体のものということで今回提案させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

川上委員

ユースホステルの廃止が勝手じゃないと、実施計画にも載せてるんじゃないかと言われてましたね。これはいつ議決するんですか、そしたら、議会との関係で。

財務部長

このユースホステルの件につきましては、条例で設置いたしておりませんので、提案という形にはならないというふうに考えております。

川上委員

提案するかもしれないでしょう。契約金額によったら提案するかを知らないんじゃないんですか。契約金額はどれくらいによらず、売却処理の場合かはちょっといいです。しかし、いずれにしても、議会には諮らないじゃないですか。条例がないから諮らないでいいというん

だけど、それは勝手にやってるということじゃないですか。それから、補助金もらって建てましたと言うんだけど、平成2年に建設したとき工事費は幾らだったんですか。そのうちに補助金は幾らで、市費は幾ら出したんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:17

委員会を再開いたします。この際です、ほかに質疑ありませんか。

江口委員

第一次実施計画を見させていただいております。高原集会所とユースホステルともにですね、お話の中では、利用者数が見込めない、利用者数の減というお話でしたが、数字いうと果たしてそうだろうかと思ったりもします。高原集会所、17年度1,277名、18年度919名、19年度1,602名です。そしてユースホステルに関しては17年度2,817名、18年度3,067名、19年度は3,174名です。お話の中で、高原集会所とともにユースホステル廃止したいとありました。ユースホステル、川上委員が言われたように確かに条例がないんです。果たしてこれがどうなんだろうと思ったりもするんですが、条例ないんです、設置規則なんです。この規則の廃止が、ユースホステルの廃止はもう既に決裁とられているかどうかまず教えてください。

商工観光課長

現在、決裁中でございます。

江口委員

決裁を回してる途中でまだ公布は済んでいないというふうな形でしょうか。ただですね、先日新聞の方にユースホステルの方が廃止になるので、お別れみたいなイベントをやりますよ、というようなおりますよという記事が載ったんです。こちらについてはもう廃止なったのかな、ユースホステル設置条例の廃止を私ども議会は議決した覚えはないと思いがらですね、調べてですね、条例ないんだということに気づいて、公の施設ですので私は設置条例あるべきだと思っておりました。ところが、ないってことに気がついて、議会としてもチェックがいきならなかった部分があるんだろうと思うんですが、その点について事実確認、事実関係、もう決裁を回していて最後の段階なのか、もう、決裁が済んでいてもう公布済みなのか、そしてなぜこのような新聞記事になったのか。そのあたりについてお聞かせください。

商工観光課長

まず新聞記事からの御答弁でございますけども、ユースホステルの今年度の契約につきましては、公の施設等のあり方検討委員会にかかっていることもございまして、9月末日までの契約をしておりますので、このような新聞報道となったのではないかと考えております。それから廃止の決済でございますけど、まだ公布までは至っておりませんで、決済を今回してる途中でございます。

江口委員

決裁を回している途中。どのあたりまでいってるんでしょうね。それとですね、実際に9月末日までの契約で、当然のことながらもう契約更新しないよっていうのをお伝えになったということでもよろしいですか。だから、こういった記事が出たというような理解でもよろしいですか。

商工観光課長

公共施設等のあり方検討委員会の第1次実施計画に基づきまして、9月末日までの契約をさせていただいております。今後どうなるかということもありますが、それ以降については契約をしております。それから決済につきましては、現在経済部長まで決済が終わっているところでございます。

江口委員

もう契約更新をしないということを伝えたという理解でよろしいですか、伝えてあるんでしょうね。

商工観光課長

高原集会所の件で、公共施設等のあり方検討委員会の素案が、実施方向が今年度なるべく早いうちに廃止しということでした。ユースの関係で契約等もございますので、9月末日までの日にちを切った契約をしております。相手には、その旨伝えております。

江口委員

この第1次実施計画上にのっている部分はかなりあります。そしてそれぞれの公共施設等については、それぞれで廃止条例なりなんなりという条例という形で、最終決定を行うっていうふうなのが通常であったというふうに私は記憶しております。このユースホステルについて、確かにこの方向性は書いているんです。ところがこの方向性を見ると、高原集会所もユースホステルも、できるだけ早い時期に廃止し、民間譲渡（売却）するなんです。ここで言う民間譲渡、売却というのがどういう意味を指すのかおきかせください。

商工観光課長

ここにおきます民間譲渡、売却となっておりますので、土地については売却をするということでございます。

江口委員

実施計画の2ページに、本実施計画で使用して用いる用語は、以下の意味で使用していますというのがございます。ここでいう、譲渡に関しては施設機能の継続の有無を問わずに、民間等に譲渡することを言います。ということは、先ほどお答えになった中に、ペアレント協会の方にユースホステルについて、もしくはユースホステルと高原集会所両方含むものかもしれませんが、この施設を運営していただきたいというお話でしたが、それとはですね、ここで書いてある見直しの方向とは明らかに違うわけです。そうするならば、この見直しの方向、できるだけ早い時期に廃止し、民間譲渡（売却）をするという、この方向性について見直しがあった、ここで言う譲渡ではなくて、この2ページにある、移譲もしくは貸与。移譲は次のように書いてあります。これまでどおり施設機能を継続した中で、管理運営を行うことを原則として、公共的団体や民間等に施設を譲渡することを言います。貸与、現行どおり施設の形状、形態及び機能を変更しないことを原則として、公共的団体や民間等に施設を貸すことを言います。この見直しの方向について、民間譲渡の方向から移譲もしくは貸与というふうな形に変更がなされたのかどうかお聞かせいただけますか。

行政改革推進室主幹

確かに第1次実施計画の段階では、民間譲渡、売却ということで表現をさせていただいております。その後、この見直しの方向性、それから考慮すべき事項の中で記載いたしておりますように、八木山地区の恵まれた自然環境を生かした中で、地域活性化に結びつくような利用目的を持った譲渡先を選定するというふうに記載をいたしております。こういう中で所管課と協議をいたしまして、できる限りユースホステルが存続できるような形の中で、今ペアレント協会と協議を行っておりますので、方向性が民間譲渡から、今移譲の方向で検討をしてる段階でございます。

江口委員

八木山青年の家の議論のときに、地域としてどうあるべきかというのをきちんと考えて、地域とお話をさせていただきたいということをおっしゃっていただきまして、またこの高原集会所並びにユースホステルに関しましては、現在運営をさせていただいてる方ないし協会の方から、申し入れがあつてお聞きしております。その点については間違いはないかどうか、こういった申し出がなされているのかお教えください。

商工観光課長

まず高原ユースホステルについての申し出でございますけども、現在八木山高原ユースホステルの管理をされている所長の方から出ておりますけど、観光施設としての機能を廃止することは大筋では賛成ですが、施設そのものは、平成4年に大規模な改修行っており、今後10年は使用が可能です。よって、八木山青年の家が果たしてきた役割と機能を、八木山高原ユースホステルに移管して継続運営すべきだと考えます。もちろん八木山高原集会所もその施設の一部として運用すべきだと思います。この場合、現在の八木山高原ユースホステルの運営手法を踏襲すれば、新施設の経費は移管に伴う諸経費と年間補修費だけで済むことになりまますという申し出がっております。

江口委員

その申し出について、それもありませんながら今、移譲ないし貸与というお話になっているのだと思いますが、その辺についてはまだまだお互いの主張には大きく開きがあるという理解でよろしいでしょうか。また、もう1点八木山地域の方々とも協議についてはどのようにしているのか、その点を合わせて2点お答えください。

商工観光課長

八木山高原ユースホステルにつきましては、現在契約をしておりますペアレント協会の方と協議をさせていただいているところでございます。地元自治会とは、地元の自治会長さんと二度お会いをしております、公共施設のあり方に関する経過説明等を行っております。現在の自治会長さんにつきましては、前会長からの引継ぎで高原集会所や八木山ユースホステルの廃止はご存知であったということをおっしゃっております。ユースにつきましては、施設が古いことと土地建物が大きいので、廃止の方向で構わないのではないかと申されておりました。集会所につきましては、先ほどもちょっと申しましたが、年1回ほど地元の方で利用されているということがありますので、できれば継続して年1回ではありますけども利用させていただきたいという意向をおっしゃっていました。

江口委員

私がお聞きしたのは、先方さんと、継続してやりたいんだけどと言われている方々との協議において、大きな隔たりがあるのかどうか一点です。もう一つは、地元との協議についてですが、今お答えになったことは先の委員会でもお聞きしたように思います。先の委員会、青年の家の廃止決定以降ですね、高原集会所並びにユースホステルを廃止しようと思われたわけですね。そしてまた青年の家のときにも、皆様方は地域ときちんと協議をしておりますというお話をなされた。6月の委員会であったかと思っておりますので、それ以降、7月・8月・9月、いつごろにどなたとお話をなされたのか。その部分も併せて、いつごろ、誰とどのようなお話だったのか、お聞かせいただけますか。

商工観光課長

まず、ユースホステルのほうは、先ほどから言いますようにペアレント協会と協議をしております。ペアレント協会とは先ほど、どういう協会ということで説明しましたように、ユースホステルの管理責任者による組織でございます。財政的には大変厳しいものがあるという申し出をされております。継続して、ユースホステルを通して、八木山でされる意向につきましては確認をしております。継続して実施したいという考えは持ってあるかと思っておりますけど、ペアレント協会の代表と、現在、八木山で管理をされている方と協議をされていることを聞いております。それから地元の自治会長さんには、9月の16日にお伺いをしております。当初、年1回の利用ということで取得も考えられていたようでございますけども、実際、年1回の利用でございますし、今後いろいろな協議の中で利用させていただければということを確認し合っております。その中でペアレント協会について、ユースホステルの管理運営について意向を確認させてもらってますという話の中で、地元としては長い間ユースホステ

ルとして管理運営をしていただいております、地元として特に問題なく継続して管理していただくことが望ましいのではないかと自治会長さんの意見も聞いております。

江口委員

地元協議については、9月16日に自治会長とお会いになった、それ一つのみという形よろしいですね。あともう一点の方なんです。ペアレント協会と所長との協議があっただというお話ですが、先方さんの方から、ここがもし廃止になって私どもがやるにしてみれば、これこれこういう形でやりたいという申し出があっ、いや、市としてはこれこれこういう形でしかお願いできないという、そういった協議が、条件面の協議があっ、条件面が一点と、それについて大きな隔たりがあっ、この二点、教えてください。

商工観光課長

ユースホステルのほうにつきましては、実施計画の中で譲渡ということになっておりましたので、土地については、土地というか、施設としては買っていただきますということでの話をさせていただいております。その中で、先ほども言いましたように、ペアレント協会としては財源的に厳しいものがあるということでの、そこで隔たりがあるようでした。すみません、もう一点は。

江口委員

条件の提示があっ、それと、大きな隔たりがあっ、条件が一点です。

商工観光課長

条件は先ほど言いました、売買ということでの条件提示をさせていただいております、隔たりにつきましては先ほど言いましたように、ペアレント協会としては財源的に大変厳しいということでの隔たりがあります。

江口委員

再度確認いたします。条件面については今の形だと大きな隔たりがあるという理解でいいかどうか、それと、見直しの方向、高原集会所並びにユースホステルの見直しの方向については、民間譲渡、売却する、ではなく、移譲もしくは貸与するというふうな形への変更というふうな理解でよろしいでしょうか。

商工観光課長

先ほど行革の主幹のほうからお話がありましたように、今後、公有財産の有効活用検討委員会の中で、今、委員が言われましたところにつきましては検討させていただきたいと考えております。当初の売買というところでの話では、先ほど言いましたように大きな隔たりがあるというふうに考えております。

江口委員

最初の条件提示では大きな隔たりがあっただけけれども、これについては何とか解決できそうなので、移譲もしくは貸与という形で機能としてはきちんと残していきたいというふうな話なのか。それとも、大きな隔たりなので、このままで、もしかしたら溝が埋まることなく、もどおりの民間譲渡、売却というふうな形になることもあるというお話なのか。方向性としてどうしたいんでしょうか。

商工観光課長

見直しの中での隔たりは、かなりなくなってきております。商工観光課といたしましては、ユースホステルで青少年の野外活動等もされており、八木山の自然を活用したということで、活用する方法ということもございますので、先ほどの見直しの中でお互いの接点ができればというふうには考えております。

委員長

先ほどの件、川上委員の件、答弁できますか。出来ますなら、答弁お願いいたします。

商工観光課長

平成2年の4月に建設をしております、建設費が9,787万9千円でございます。このうち補助金が2,760万円でございます。

川上委員

今の答弁は、資料をひっくり返さないと出てこなかったわけですね。この数字は、今、初めて知ったわけですか。

商工観光課長

数字的には把握しておりますけど、手持ち資料なかったもので、数字的に答弁ができなかったものでございます。

川上委員

それはそうでしょうね。減価償却の数字とか出してるわけですから。しかし、市民の大切な施設をあなた方が廃止しようとしているときに、設立目的というか、目的についてもまともな答弁がないし、それから財政事情のことも、言われたような気配があるけれども、まともに考えてない。市長、これが、まともに議会に上程できる状態なんではなかろうか。この程度の説明で議会に上程していいんですか。もう少しまじめに準備して、出し直すべきだと思いますよ。まじめさが足りないと思う。市長が提案してるんですからね。答弁を求めます。

経済部長

先ほどと同じ答弁になって申し訳ございませんけれども、この八木山ユースホステル、そして八木山高原集会所、先ほど財務部長もご答弁いたしましたように、設立の経緯からいたしまして、一体の施設というふうに理解をいたしております。40年を経過した施設の老朽化が著しく、また利用者の増も見込めないことから、八木山高原集会所と同時に今回廃止を提案いたしているものでありますので、どうかご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

川上委員

部長、今、集会所のことを聞いたじゃないですか。あなたはね、ユースホステルのことを答弁された。集会所について、設置目的に従ってまともな検討をしてないという指摘をして、それから財政的な観点からも全然やってないじゃないですか。将来改修費が要るだとか言ってるけど。その改修費に国・県からの補助が出るかどうかとかいうことも検討してないでしょう、当然。要請したらどうか、政権も変わったんだから。あなた方が今やろうとしていることが、この長年の自民党と公明党のむちゃくちゃな無駄遣いと、地方切り捨て、福祉切り捨ての政治を、政権が変わったにもかかわらず漫然と、決めたことは変えないと、スケジュールですからと、やっているにすぎないでしょう。何年も公務員やってるんだから、全体の奉仕者として。今の段階でよく考えたらどうですか。市長は違うけど。それから、江口委員の質問でも明らかになったけど、経済部長のところまでユースホステルの決裁が来てるんでしょう。判こ押したんですか、経済部長、今。

経済部長

私は決裁を押印いたしまして、今、総務課のほうの合議に回しております。

川上委員

あなたは、先ほどくらの答弁しかしきらないで、判こ押してしまったんですね。責任重大ですよ。市長、お答えにならないのは、撤回しようかどうか考えてあるんじゃないかと思うんだけど、今、部長がずっと答弁してきた世の中の流れ、住民の気持ちというのをまるでわかってないんですよ。市長は部下から提案があって、そうだとということで判こ押して議案上程したんでしょうけど、質疑通じて思うところもあるでしょう。市長から一度も、いや、これは絶対廃止しないとイケないんだと、ここは廃止して飯塚の、あるいは市内外の若者と子どものために、こういうような夢を描いてるという話はない。廃止するだけですよ。こんな議案を通していいんですか。あと任期、半年じゃないですか。世の中が大きく変わろうとしているときに、自分の任期があと半年しかない。で、4年前から決めたことだから、やる、と。これは恥ずか

しいことだと思いますよ。市長、もうくどいけど、くどくもなりますよ。市長の答弁求めます。
市長

私が提案者ですが、この事業に関しては、それぞれの各担当の部の中から考えてあがってきたことで、今いろいろの質問に対するお答えが十分でなかったという判断も、質問者の方は思われているけれども、私としてはですね、この集会所を先ほど言うようにユースホステルとの関連の中で40年を経ったのちに工業再配置促進法によって集会所をつくったということは、そういう集会所が施設の中になかったと、少なかったというような条件の中で横につくられたんじゃないかと思うんですね。そういう資金の持っていく方は当時のことだから、これをやられたと思うわけですから、そのときに本体が非常に老朽化していると、40年たつてると、これをどうするかによって、これが廃止されるとか、譲渡先がないとか、また今のしているペアレントがもうできないというようなことであるときに、そのユースホステルそのものと集会所が一緒になってやっていけないんじゃないかと、だったら集会所だけ残してくれたらというような住民の話も、年に1回使うからということもあるわけですから、それはそれとしてまた考えないかんことだと思いますけれども、飯塚市の中でおけるひとつの廃止と、またその後の運営、管理等に関してはですね、また考えていきたいと、誰かがいれば考えていきたいと思ってますけども、一応譲渡、売却、貸与という言葉も出ましたけれども、その方向で考えていきたいと思っております。また先ほど言われるように、青少年の場というものは、それ以外にも私はいろんなところでいかしていけるんじゃないかと思っておりますので、その辺は残れば八木山でもいいわけですが、それ以外のところに移せることも可能じゃなからうかと思ったりもしております。

瀬戸委員

1つだけお聞かせ願います。八木山、非常に大好きな所なんですよ、飯塚市の中でもいいところかなと思います。今飯塚市は、観光行政、伝右衛門邸、嘉穂劇場、また今度は神籠石ですかね、いろんな観光行政にも力を入れていこうと、その中で八木山という恵まれた高原、下の篠栗のお遍路さん参りには、年間120万人の方がお見えになってるそうです。一度私もこれ質問したことあると思うんですが、そういうところとの連携をとって八木山というのは、是非観光の主力として八木山、篠栗のあたりから、また宗像のあたりから八木山を経て飯塚の方に入ってきてもらうというような観光ルートにはなるところじゃないかなと昔から思ってます。今回、その中でもその中にある施設を、先ほど、何度も出てますが民間売却と。この中に、譲渡に当たっては、八木山地区の恵まれた自然環境にいかした中で、地域活性化に結びつくような利用目的を持った譲渡先を選定することが必要であると、これにこういうこと書いてありますね、間違いなく。これはどういう思いで書いてありますか。

商工観光課長

八木山地区につきましては、今質問者言われますように観光的に大変素晴らしい場所だと考えております。そういうものを含めまして、八木山地区の恵まれた自然環境を生かした中で、地域活性化に結びつくということで現在ユースにも3,000人近い方も来られておりますし、そういったことを考えた中での譲渡先を選定する必要があるのではないかということでの記載となっております。

瀬戸委員

それでは、ホテル機能を、私は思うんですよ、残した、例えば、どこでもありますよね、あそこゴルフ場がありますよね、八木山ゴルフ場のパックになったホテルとかたくさん今あるじゃないですか。そういうね、いまさっき言ったような移譲、全く譲渡で形式が変わってホテルじゃなくなるとかじゃなくて、移譲したりとか貸与ですか、してもそういう機能を残された移譲先、貸与先を見つけられてやられたらね、一番今からの観光行政に対しても、役に立つんじゃないかなと。なくしてしまう、そのままユースホステルでもいいんですよ、普通の方も泊ま

れるわけですから、だからそういう移譲先とか貸与先を、ペアレント協会等もいいですけど、それと先ほど川上議員が言われてましたけど、私もちょっと思ったんですが、これ国から資金を、補助金もらって建てられた、そういう補助金、その改築とか等にですね、補助金とかそういう制度がないのかどうか、今、観光の面で補助金とかがそういうものに使えないかどうか、そのへんは財務部長等で、よく国の方のそういう制度がないのかどうかあたっていただいて、そして、そういうものができるんだったら、あるんだたら、そういうものをきちっとある程度改装をしてあげて、またペアレント協会に移譲するなり貸与するなりという方法もあるんじゃないかなと思います。とにかくですね、八木山というところは、飯塚市の観光の核になる場所だと思ってます。だから、そのへんを慎重に考えてやっていただきたいと、これは要望しときます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、議案第100号飯塚市八木山高原集会所条例を廃止する条例に反対の立場から討論します。この条例案は、八木山高原集会所を今年12月1日から廃止しようとするものであります。隣接して一体的に利用されている八木山高原ユースホステルの廃止手続が、経済部長の手を既に離れています。この八木山高原集会所は、福岡や北九州からも近く、豊かな自然に恵まれた静かな避暑地にあり、八木山高原ユースホステル利用者の研修施設として使用されるなど、平成19年度には約1,600人が利用、市内外の若者や子どもたちに親しまれている施設であります。もともと工業再配置促進法に基づいて、平成2年国の補助金約2,800万円をもらって、工事、約9,800万円を投入して建設されていますが、条例の設置目的にあるように研究、研修に必要な施設として市民相互の交流を促進しつつ、もって地域経済の健全な発展と住民福祉の向上に貢献するものとされてきたのであります。今回提案の廃止理由には、はじめ提案理由としては、廃止理由としては、はじめ今後も利用者増は見込めず、継続して行政が設置し管理運営する必要性は薄いと言われておりました。しかし、質疑答弁の中で、これに年間83万円の管理費用、計算はしていないけれども、将来必要になる改修費がかかるなどの理由が加わってきたのであります。しかし、そもそも今後も利用者増は見込めないというのは根拠がありません。行政の責任放棄だけが浮き彫りになるわけでありまして。本市には、安い費用で手軽に宿泊して研修できる施設は他にはなく、また隣接する八木山高原ユースホステルは北海道、東京、日光、犬山、京都、大阪、広島、下関のユースホステルと並ぶ、全国的に並んで全国的に重要な位置を占めており、本市が若い人たちを育て、また若い人たちに親しまれるまちづくりを進めるのになくはない施設であります。まさに社会教育、また観光という観点から、さらに地域振興という観点からも市の管理運営を継続する必要は大きいものがあります。更に言えば、管理費用についても平成19年度の人件費27万4千円を含めた施設管理の費用約118万円に対し、施設使用料約36万円の収入があり、支出は差し引き83万円程度にしかならず、将来必要となる改修費がかさむと言いながら、何ら費用を検討したこともないことなど、財政事情を廃止の理由にはできないのであります。それどころか、当初の建設費が幾らだったかも資料をひっくりかえさなければ答弁できないというのは、財政問題もまともに考えていないことを提出者自身が明らかにしたものであります。市民の大切な施設を廃止する議案を出すにしては、余りにも無責任、怠慢と言わなければならないほどであります。従って、若者や子供たちのために本市の将来を展望した場合、老朽化対策、耐震対策に一定の財政出動を行ってでも市が管理運営を継続することが求められると、こう考えるのが当然ではないでしょうか。従って、必要性からいっても、費用対効果からいっても、八木山高原集会所を廃止する理由は全くありません。

ん。私は、本案に反対であります。以上で討論終わります。

委員長

ほかに討論ありませんか。

江口委員

議案第100号飯塚市八木山高原集会所条例を廃止する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。先ほど来、この集会所並びにユースホステルの今後についてお話をお聞きさせていただきました。お話を聞く中で民間譲渡売却の方から、移譲または貸与という方向性の方へ変更があっているというお話がございました。そして、八木山地域の方々とも話を進めているとお話がございました。観光ということを考えるならば、八木山をどうやって利用するか、それについては非常に大切なことだと思っています。ただ、この高原集会所につきましては、これ単独では現実今までの質疑があったように存在し得ません。ユースホステルと、もしくはその他の部分と関連して運営することではないと、生かせる施設ではないと私は感じております。ユースホステルについては、残念ながらすでに廃止の方向で決裁が回っているというお話がございました。これを両方合わせてきちんと考えていただいていることは、ありがたいと思うとともに、それについては賛成するものですが、一言申し添えます。既に廃止決定をして、そして決裁をとっている。そして今後の契約については、契約更新をしないというお話を先方に伝えているというなかたちで、ユースホステルはお聞かせいただきました。そしてこの八木山高原集会所については、議案にありますように12月1日から施行で廃止であります。とするならば、これ以降ですね、本会議、明後日、最終日で採決となるわけですが、これ以降真摯に先方ときちんと協議をする中で、今後八木山の地域をどうするのか、そしてまたユースホステル、並びに高原集会所をどうするのかをきちんと議論をしていただきたい。そして、できることならば、12月1日前までに結論が出て、ある意味で、そこから遠くないところで再スタートができる形で、検討を進めていただきたい、そのことを要望いたします。またあわせて、この分についてはきちんとその協議の過程が私ども委員会、議会、そしてまた地域の方々に見えるようにぜひやっていただきたいということをお願いいたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号飯塚市、八木山高原集会所条例を廃止する条例について」原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。